

# 固定資産税の申告・減額措置など

問合せ 課税課資産税係 ① 157

## 届出・申告が必要です

### 平成26年度分償却資産の申告

平成26年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。

12月中に申告書を送付しました。届いていない方は、連絡してください。

**申告期間** 1月4日(土)～31日(金)(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日も受け付けます(正午～午後1時を除く)。

### 取り壊し家屋(建物)の届け出

平成25年中に家屋の全部または一部を取り壊し、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で滅失登記をしてください。

また、登記されていない家屋の場合には、取り壊しの届け出をしてください。滅失登記または届け出がない場合は、平成26年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

### 住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成25年中に次に該当する方は、申告してください。

住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した/住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった/住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した/住宅を事業用家屋に用途変更した

**申告期限** 1月31日(金)

### 住宅用地の建替え特例措置

固定資産税の賦課期日(1月1日)前に、住宅を取り壊した(住宅用地として土地利用していない)場合でも、住宅建替えに着手しているなど一定の要件で住宅用地の特例措置を受けることができます。特例措置を受ける場合は、申告が必要です。

### 固定資産税を減額します

次の場合、固定資産税を減額します。  
住宅を省エネ改修した場合/住宅を耐震改修した場合/長期優良住宅・バリアフリー改修した場合  
※減額範囲や要件、申告方法などについては詳しくは、問い合わせてください。

### 土地の負担調整措置が変わります

#### 負担調整措置を行っています

固定資産税・都市計画税の税額は、価格などを課税標準額として算出します。しかし、土地については、価格が急上昇した場合でも税額が急上昇しないよう「負担調整措置」を行っています。個々の土地(住宅用地など)について、次のとおり負担水準により税負担の抑制を図っています。

#### 負担水準

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{本来の課税標準額}} \times 100$$

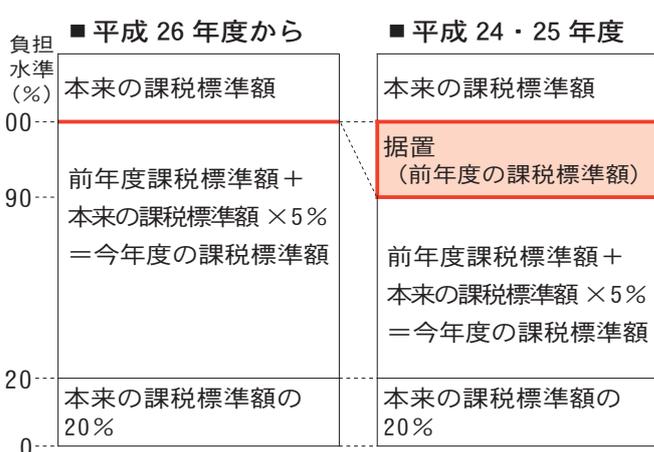
※本来の課税標準額＝  
今年度評価額 × 住宅用地特例率 (\*)  
※市街化区域農地も対象となります。

#### ■住宅用地特例率(\*)

区分	固定特例率	都市計特例率
小規模住宅用地	1/6	1/3
一般住宅用地	1/3	2/3
市街化区域農地	1/3	2/3

#### 負担調整措置の改正内容

平成24年度税制改正により、宅地などの負担調整措置が見直され、平成26年度から住宅用地などの据置特例措置が廃止されます。  
このことにより、負担水準が100%に満たない場合、100%に達するまで毎年5%程度課税標準額が上昇し、併せて税額が徐々に上昇することとなります。



※4月上旬に課税説明書を送付します。確認してください。

# いこいの里ボランティア講座講師募集

市内在住の60歳以上の方を受講生とし、趣味などを通して生きがいづくりのためのボランティア講座を行っております。

平成26年度新たに加える予定の講座に、講師として参加していただける方を募集します。豊かな知識や優れた技能を生かし、ボランティア講師として活躍してみませんか。

## 応募資格

- 市内在住・在勤の方
- 専門知識や経験などを生かし受講生に指導ができる方（資格の有無は問いません）

■ボランティア講師として月1〜2回（1回2時間程度）講座開催ができる方

※講師謝礼は無償となります。（教材などは受講者負担）

募集分野 手芸・詩吟・カメラ（デジカメ）・野鳥観察

## 注意事項

- 講座は平成26年4月からとなります。
- 会場は、いこいの里2階学習室を予定しています。（各講座受講者20人程度）

■講座日程は、講師の方と調整して決定します。（第2・4水曜日午前、第

1・3木曜日午後、第2・4木曜日午前または午後、第2・4金曜日午前のいずれか）

申込み・問合せ 1月6日(月)〜14日(火)  
（土・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係(内)175へ

※申込多数の場合は、調整します。

## 現在行っているボランティア講座

- ◆社交ダンス・マジック講座 会場 いこいの里
- ◆講師 渡辺秀次郎さん
- ◆百人一首講座 会場 じゅらく苑（コミュニティセンター内）
- ◆講師 荒井恭子さん
- ◆茶道（初心者）講座 会場 ゆとろぎ
- ◆講師 大塚宗勝さん



▲ボランティア講座（社交ダンス）の様子

# ダイオキシン類濃度の調査結果

大気中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、調査を行いました。その結果、環境基準を超える値は検出されませんでした。

※これらの値は、最も毒性が強いといわれているダイオキシン（2, 3, 7, 8-四塩化ダイオキシン）の濃度に換算したもので、コプラナーP CBも含まれます。

※次回の調査は、2月ごろを予定しています。サンプリングの様子をご覧ください。

問合せ 環境保全課環境保全係(内)226

## ■大気 1 m<sup>3</sup>中のダイオキシン類量

調査日	測定場所	測定値	環境基準値
平成25年 8月8日(木) ～15日(木)	市役所屋上 (緑ヶ丘 5-2-1)	0.011 ピコグラム	0.6 ピコグラム
	小作台小学校 (小作台 4-13-1)	0.010 ピコグラム	

## ■土壌 1 g 中のダイオキシン類濃度

調査日	測定場所	測定値	環境基準値
平成25年 8月15日(木)	富士見公園 (緑ヶ丘 4-11)	0.23 ピコグラム	1,000 ピコグラム
	小作台小学校 (小作台 4-13-1)	1.30 ピコグラム	

# 20歳になったら国民年金

国民年金は、年金制度の土台として、国が全国民共通の基礎年金として運営し、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の誰もが加入しなければならない社会保険制度です。

20歳の誕生日を迎えたら速やかに加入の手続きをしましょう。就職により厚生年金保険や共済組合に加入している方以外は、国民年金に加入する必要があります。国外に住む日本人の方は、

任意加入することができます。

20歳になると、日本年金機構から国民年金加入手続きの書類が送付されます。必要事項を記入し、市役所1階市民課高齢医療・年金係へ提出してください。※経済的に納付の困難な方には、納付が免除または猶予される制度があります。いずれも申請し、承認を受けることが必要です。

問合せ 市民課高齢医療・年金係(内)137